

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月16日
【四半期会計期間】	第25期第3四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
【英訳名】	Precision System Science Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 秀二
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市上本郷88番地
【電話番号】	(047)303-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務本部長 秋本 淳
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市上本郷88番地
【電話番号】	(047)303-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務本部長 秋本 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年5月14日に提出いたしました第25期第3四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）の四半期報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、当該四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

<訂正前>

会社法に基づき発行した新株予約権（第5回乃至第14回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）に共通する事項は次のとおりであります。

平成21年12月18日取締役会決議

（表省略）

（注）1．～3．（省略）

4．当社の株券の売置に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めはありません。

5．その他投資者の保護を図るため必要な事項

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

(1) 割当先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(2) 割当先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

（本文省略）

7．新株予約権の行使請求及び払込の方法

（本文省略）

8．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

（本文省略）

9．新株予約権行使の効力発生時期等

（本文省略）

10．単元株式数の定めの際の廃止等に伴う取扱い

（本文省略）

<訂正後>

会社法に基づき発行した新株予約権（第5回乃至第14回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）に共通する事項は次のとおりであります。

平成21年12月18日取締役会決議

（表省略）

（注）1．～3．（省略）

4．当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。

5．当社の株券の貸借に関する事項についての本新株予約権の所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社の特別利害関係者は、割当先との間で、当社の株券の貸借を行っています。

6．その他投資者の保護を図るため必要な事項

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

（本文省略）

8．新株予約権の行使請求及び払込の方法

（本文省略）

9．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

（本文省略）

10．新株予約権行使の効力発生時期等

（本文省略）

11．単元株式数の定めの際の廃止等に伴う取扱い

（本文省略）

以上